

令和5年度 奈良県立香芝高等学校 部活動に係る活動方針

「奈良県部活動の在り方に関する方針」(令和2年4月 奈良県／奈良県教育委員会)に則り、下記のとおり、令和5年度の本校部活動に係る活動方針を定める。

1 部活動の実施について

本校部活動は、別に定める本校部活動規程(生徒手帳等に記載)に基づき、生徒や教職員の生活と健康に留意しながら、適切に実施するものとする。

2 運営及び指導について

- (1) 年間並びに月間の活動計画を作成し、計画的な活動を行う。
- (2) 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努めるとともに、生徒一人一人の心と体の状態等に応じた指導を心がける。
- (3) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (4) 保護者との連携を密に図り、活動に対する理解が得られるよう努める。

3 活動時間及び休養日等の設定について

○活動時間

- (1) 平日は2時間程度、休業日(長期休業を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的な活動を行う。
- (2) 競技種目等の特性や公式試合・コンクール等との関連性などに配慮する必要があることから、学校長の許可を受けた場合に限り、弾力的に取り扱うことを可能とする。
なお、その際は、生徒・保護者に十分な理解を得ることとする。

○休養日

- (1) 原則、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすることを基本とする。但し、土曜日及び日曜日に大会やコンクール等に参加した場合は他の日に振り替える。
- (2) 公式試合・コンクール等の開催時期及び期間との関係により、週当たり2日以上以上の休養日の設定が困難な場合は、年間を通じて104日以上以上の設定を目標とする。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとり、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度の長期休養期間を設ける。

4 体罰等の根絶について

「体罰・いじめ及び不適切な指導は人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で根絶に向けた取組を推進する。